

令和3年3月4日

魚沼市議会議長 遠藤 徳 一 様

市民福祉委員会

委員長 高野 甲子雄

市民福祉委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 閉会中の所管事務等の調査について
(2) その他
- 2 調査の経過 3月4日に委員会を開催し、付託案件の審査を行った。
閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。
その他で、魚沼市一般廃棄物処理基本計画改定(案)について、令和3年度地方税制改正について及び魚沼市の自殺者数と自殺死亡率の推移について、執行部から説明を受け、質疑を行った。また、第5期市民福祉委員会課題まとめについて、前回の委員会で定めた評価ガイドラインにより、調査結果をまとめた。

市民福祉委員会会議録

1 審査事件

- (1) 議案第20号 公益的法人等への魚沼市職員の派遣等に関する条例の一部改正について
- (2) 議案第21号 魚沼市介護保険条例の一部改正について
- (3) 議案第22号 魚沼市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- (4) 議案第23号 魚沼市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- (5) 議案第24号 魚沼市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- (6) 議案第35号 指定管理者の指定について（魚沼市障害者支援施設わかあゆ社）
- (7) 議案第36号 指定管理者の指定について（魚沼市小出ボランティアセンター）
- (8) 議案第37号 指定管理者の指定について（魚沼市伊米ヶ崎デイサービスセンター）
- (9) 議案第38号 指定管理者の指定について（魚沼市湯之谷デイサービスセンター）
- (10) 議案第39号 指定管理者の指定について（魚沼市小出老人福祉センター）
- (11) 議案第40号 指定管理者の指定について（魚沼市広神老人福祉センター）
- (12) 議案第41号 指定管理者の指定について（魚沼市守門健康センター）
- (13) 議案第56号 魚沼市医師等修学基金条例の一部改正について

2 調査事件

- (14) 閉会中の所管事務等の調査について
- (15) その他
 - ・ 魚沼市一般廃棄物処理基本計画改定（案）について
 - ・ 令和3年度地方税制改正について
 - ・ 魚沼市の自殺者数と自殺死亡率の推移について
 - ・ 第5期市民福祉委員会課題のまとめについて

3 日 時 令和3年3月4日 午前10時

4 場 所 本庁舎3階 委員会室

5 出席委員 大桃俊彦、佐藤 肇、高野甲子雄、森島守人、森山英敏
(遠藤徳一議長)

5 欠席委員 関矢孝夫

6 説明員 内田市長、桑原市民福祉部長、小島市民福祉部副部長、佐藤税務課長、
山内生活環境課長、戸田介護福祉課長、岡部健康増進課長

7 書記 佐藤議会事務局長、高橋主任

8 経過

開 会 (10:00)

高野委員長 関矢孝夫委員から、欠席の届出がありましたので報告します。それでは、定数に達しておりますので、ただいまから市民福祉委員会を開会します。これから本日の会議を開きます。まず、本委員会に付託されました議案について審議願います。

(1) 議案第20号 公益的法人等への魚沼市職員の派遣等に関する条例の一部改正について

高野委員長 日程第1、議案第20号 公益的法人等への魚沼市職員の派遣等に関する条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長 補足説明はございません。

高野委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

佐藤委員 公益的法人等へ職員を派遣することができる条例の中に、これまでも幾つかの法人に対し職員を派遣しております。今回も同様の法人ということで、職員派遣ということになるわけなんですけど、この派遣をどういう職員が必要だとかいうことで、相手方から求められる職員というのが一般行政職ではない専門職の場合もあるかと思うんですけど、これら法人に対して、いろんな場合があるかと思うんですけど、今回のこの職員派遣についてはどのような要請があり、追加されるのかお伺いいたします。

小島市民福祉部副部長 今回につきましては、保健師の要請であります。

佐藤委員 市においても、保健師さんだとか看護師さんだとか、そういう専門職の方というのはやはり限られていますし、それぞれ予定されている仕事がある中で、そこから人員を割いてやるというのは非常に大変なことなんでしょうと思うんですけど、欠員といいますか人員がそれだけ少なくなるということで、改めてその募集をかけなければならないとかそういう状況にならなければいいですけど、その辺についてはいかがですか。

小島市民福祉部副部長 確かに保健師という職種は人材不足というのはありますけれど、今のところ募集をしたところでの応募は何とかあるという状況であります。今回不足するかというところでいきますと、何とか市としては業務に支障がない範囲でということであります。

佐藤委員 この派遣の期間というのはこの条例の中で定めはないんですけど、どのような取決めで派遣を決めているのかその辺についてお伺いします。

小島市民福祉部副部長 南部包括支援センターが立ち上がりするときにも同様の派遣をしたわけなんですけど、そのときは当面の間ということでありましたけれど、1年を予定しておりましたので今回も同様に1年を予定しております。

佐藤委員 1年というお話ですけど、当然相手方の事情により継続の要請も出てくる可能

性もあると思うんですけどその辺はどうですか。1年で終わりだからやれないということにならないように、条例の中でうたっている以上はずっと続けて派遣も可能ということで考えるべきでしょうか。

小島市民福祉部副部長　その辺りにつきましては、柔軟に対応してまいりたいというふうに考えております。

森島委員　先般も本会議で提案説明され、魚沼市から保健師が派遣されるということであります。そして今ほども補充はしないということですけど、その保健師さんは今どういう立場で、向こうに派遣されたときは、どういう職といいますか階級といいますか、位置づけはどうか聞かせてください。

戸田介護福祉課長　包括支援センターの必要な3職種の中に保健師というものがございまして、向こうに行った場合にも保健師という立場での任用となります。医療介護といった専門職とその包括支援センター、それから相談者を結びつける役割を担う存在ということになります。

高野委員長　ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第20号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第20号 公益的法人等への魚沼市職員の派遣等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(2) 議案第21号 魚沼市介護保険条例の一部改正について

高野委員長　日程第2、議案第21号 魚沼市介護保険条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長　補足説明はございません。

高野委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

佐藤委員　補足資料で、第8期の介護保険料の額、12段階というのが追加されて出ることなんですが、この中で第2段階と第3段階、第1段階は分からないですが、2段階書きになっています。要は割合が2段階あるんですが、この辺の区分けがどこでされているのかお伺いします。

戸田介護福祉課長　第2段階、第3段階につきましては、世帯全員の市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計の金額によって、区分は分かれています。

佐藤委員　2段階となる減額割合の線が引かれていると思うんですけど、これでいいかと3段階の前段よりも、2段階の後段のほうが削減割合が高い。0.75が0.7というような形で少なくなるように思うのですが、これだと3段階よりも2段階のほうがよいみたいな話になってくると思うのですが、どうでしょうか。

戸田介護福祉課長　2段階の場合は、対象の金額が80万超、120万以下の方。それから3段階の方が120万超の方ということで、元々のその基準になる額のほうが異なっておりますので、適正に定められているというふうに考えております。

佐藤委員　それはいいんですが、要は所得の低い方の第2段階の方、これ2段階書きになっていますよね。0.5の方と0.75の方がおられると。その0.75の方というのは、要は合計所得が

120万以下であると。ところがそれを超える120万を超える方について、第3段階の前段の方については0.7になりますよね。それが数字的に逆進みたいになっているんじゃないかなというのでお伺いしているんですが。

小島市民福祉部副部長 数字が2段階書きになっていまして、下が括弧になっているわけなんです。括弧の数字というのが軽減する前の率となっております。2段階、3段階におきましては所得が低い方ということで、軽減をしております。軽減後になると2段階が0.5、3段階が0.7ということになります。

佐藤委員 そうしますと、要はこの2段階の方においては、軽減が今適応されていることで全て0.5と。それで3段階の方については軽減が0.75が0.7に軽減されているということで現状はそれでいくということになりました。今回この軽減が適用される期間ですね。それが特段定めがないのかなというふうに思うんですけど、第8期計画の中でそれがずっと継続されるということによろしいですか。

小島市民福祉部副部長 委員お見込みのとおりでございます。8期計画の中ではずっと出来るということですよ。

高野委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第21号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第21号 魚沼市介護保険条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(3) 議案第22号 魚沼市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

高野委員長 日程第3、議案第22号 魚沼市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

小島市民福祉部副部長 本日お配りさせていただきました資料について補足して説明をさせていただきます。こちらについて介護福祉課長から説明をさせていただきますのでよろしくをお願いします。

戸田介護福祉課長 (資料「議案第22号 魚沼市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」により説明)

2月26日の本会議にて渡辺議員と大平恭児議員からの質疑に係る答弁で、市民福祉委員会において回答させていただくとしていた件についてお答えいたします。1点目ですが渡辺一美議員からの質疑で、地域密着型サービスの類型と魚沼市の事業所の件数についてご質問があり、資料をというお話でございましたので、本日地域密着型サービス事業所一覧ということでまとめたものをお手元にお配りしております。左側のサービス名称、こちらが地域密着型の類型で大きく9種類サービスがございます。右側のほうになります。市内の事業所の一覧でございます。市内には6種類のサービスがございます。具体的な事業所の名称を書いてございますので御覧いただきたいと思っております。それから2点目です。大平恭児議員から従業員への認知症介護に係る研修の実施についての質問がございました。

が、この度、認知症への対応力を向上させるために、介護サービス事業者に介護に直接係る職員のうち医療福祉関係の資格を有さない者につきまして、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講ずることを義務付けすることになりましたが、この研修は新しいものではなくこれまでもあったものです。研修先として市内、市外かというご質問がございましたが、こちらについては決まりはございませんので事業所において選択することとなります。また研修を受ける場合の従業員の穴埋めについてであります。配置基準を規定してございますので、基準を順守していただくことが原則と考えております。

高野委員長　これから質疑を行います。質疑はありますか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第22号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第22号 魚沼市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(4) 議案第23号 魚沼市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

高野委員長　日程第4、議案第23号 魚沼市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありますか。

小島市民福祉部副部長　議案第23号の補足説明資料でありますけれども、先ほど22号と同様の資料であります。1点だけ追加の説明につきまして、介護福祉課長から説明いたします。

戸田介護福祉課長　こちら2月26日の本会議開催の際に大平恭児議員からの質疑に係る答弁で、市民福祉委員会のほうで回答させていただくことになっておりました件について、お答えをいたします。1点目です。運営推進委員会の内容についてでございます。こちらにつきましては、それぞれのサービス事業所の活動状況の報告や入所状況、それから、事故状況について報告をいただき意見交換を行っております。また外部評価としての意見聴取というものもこの場で行っております。参加するメンバーとしては、地元の住民の方、民生委員、利用者ご本人、利用者の家族、それから市の職員等で構成をされております。各サービスの種類によりまして何か月に一回開催しなさいという決まりもございます。それから2点目になりますが、魚沼市指定地域密着型介護予防サービスの人員基準、条例第58条中の登録定員についてのご質問でございます。こちら介護予防小規模多機能型居宅介護についての措置となっております。介護報酬の算定上、過疎地域等において、地域の実情により事業所の効率的運営に必要であると市町村が認めた場合に、人員・設備基準を満たすことを条件として、登録定員を超過した場合の報酬の減算を一定の期間に限り行わないこととする内容を踏まえて、この場合においては、登録定員、及び利用定員を超えることを可能とする内容となっております。この上限設定につきましては国から示されておませんが、状況を見ながら市が判断することとなります。

高野委員長　これから質疑を行います。質疑はありますか。

大桃委員　事業者に対して利用者の人権擁護そして虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うと共にその事業者に対して研修を実施するという文言が先ほどの議案第22号にも24号にもありますが、その中で虐待の防止ということで一括りにされておりますけれど、虐待の言葉の意味するところというのは、人それぞれによって捉え方が違うというふうに思っているんですが、事業者の事業主あるいはこの現場に携わる従業員、それから施設を利用する人、あるいはそのご家族とか、その立場によっても違うと思うんですけれど、この虐待という言葉で必要な体制を整備していくということなんですが、その幅広い奥の深い、この虐待という言葉に対して、どのような体制というか考え方をお持ちかお聞かせください。

戸田介護福祉課長　おっしゃる通り虐待にも何種類もございます。身体的暴力、心理的なもの、それから性的虐待ですとかございます。魚沼市のほうは高齢者虐待防止法のマニュアルを国の高齢者虐待防止法に基づいて策定をしております。事業所のほうにも、そういった観点につきましては十分に周知をして、また指導、それから情報提供、それから相談などに対応していきたいというふうに考えております。

大桃委員　周知をされていれば結構なんですけれど、普通、虐待というと暴力だったり、殴る蹴るというイメージがあると思うんですけれど、この虐待に関して事業主のほうも進めていく中で、第3者の方々とか家族の方々とかそういったところから、これも虐待じゃないの、と言われたとき、やっぱりその対策、対応を取っていくために、現場としても首を絞めていくような事態になるということも、見たり聞いたりしています。そういう中で幅広く捉えるために、虐待という言葉の不適切行為と捉えて進めているという事業者もあります。ですから虐待という一括りの中で捉えていくのがいいのか、また幅広く捉えて、みんなが虐待というその定義と実情を本当に把握した中で取り組んでいくのか、あるいは、ただ単にこの虐待の防止のために、皆さん考えなさいということであれば、また同じような進み方をして、苦しんで最終的には自分達の首を絞めていくような形になってしまうと思いますし、今、カメラを付けてですね、どちらがどうなんだというところまで話が進んでいる現状を考えるとですね、最初のスタートするときに、きちんとした認識の中で捉えていくことが必要じゃないかなと思いますけれど、その辺についてのお考えを聞かせてください。

小島市民福祉部副部長　虐待については委員のおっしゃられるとおり、いろんな意味といたしますか、幅広いものがあります。それぞれのケースごとに対応しなければいけないというものがありますので、それらにつきましては今後も事業所を交えて研修会等で周知をしてまいりたいと思っています。

佐藤委員　今回条例改正の中に、感染症の関係がかなり事細かに書いてありました。コロナ禍の対応を含めてのことだろうと思うんですけれど、今までは感染症対策でそれぞれの事業所においていろいろな対策を取って来られたと思うんですが、今回この条例の中で相当細かく何をしなければならない、というような形で規定が出ております。そうなりますと、当然事業所もこれに従って、対策を取っていくということになるんですけれど、当然経過期間、いつまでにとというのがあると思うんですけれど、その辺を踏まえた中で、やはりこれがきちんとできているかどうかという検証も、市のほうに義務といいますか、検証することが求められてくると思うんですが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

戸田介護福祉課長 おしゃるとおり、今回の改正がなされているかどうか、そちらにつきましては指定をしている魚沼市の責務であるというように考えております。集団指導というものも開催しておりますし、また実地指導も行っておりますので、その中で指導または相談に丁寧に応じたいというふうに考えております。

佐藤委員 特に後段でおっしゃられたその辺が私も大事だろうと思います。施設それぞれ違いますし、またそこで関わっている人たちも違うわけですので、やはりこれをうまく読み砕いて実践していただくかということが一番大切な部分だろうと思いますので、条例で言っている内容について皆さんに分かるように説明いただくということ、それからどういう対処方法があるのかというその辺まで含めて、お示しいただくというのが、大事だろうと思いますので、その辺この条例が通った暁には努力をお願いしたいというふうに思うんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

戸田介護福祉課長 そのように考えております。この条例が可決されましたら、早速にこの条例の内容を説明する会というのも予定してございますので、まずそういうところを足がかりとしながら、丁寧に進めてまいりたいと思います。

高野委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第23号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第23号 魚沼市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(5) 議案第24号 魚沼市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

高野委員長 日程第5、議案第24号 魚沼市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長 ございませぬ。

高野委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第24号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第24号 魚沼市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(6) 議案第35号 指定管理者の指定について（魚沼市障害者支援施設わかあゆ社）

高野委員長 日程第6、議案第35号 指定管理者の指定について（魚沼市障害者支援施設わかあゆ社）についてを議題とします。執行部から補足説明はありますか。

内田市長 ございませぬ。

高野委員長 これから質疑を行います。質疑はありますか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありますか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第35号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありますか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第35号 指定管理者の指定について（魚沼市障害者支援施設わかあゆ社）については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

（7）議案第36号 指定管理者の指定について（魚沼市小出ボランティアセンター）

高野委員長 日程第7、議案第36号 指定管理者の指定について（魚沼市小出ボランティアセンター）を議題とします。執行部から補足説明はありますか。

内田市長 ございませぬ。

高野委員長 これから質疑を行います。質疑はありますか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありますか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第36号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありますか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第36号 指定管理者の指定について（魚沼市小出ボランティアセンター）は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

（8）議案第37号 指定管理者の指定について（魚沼市伊米ヶ崎デイサービスセンター）

高野委員長 日程第8、議案第37号 指定管理者の指定について（魚沼市伊米ヶ崎デイサービスセンター）を議題とします。執行部から補足説明はありますか。

内田市長 ございませぬ。

高野委員長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

佐藤委員 この伊米ヶ崎デイサービスセンターは公民館と同じ建物を仕切って使っているという、そういう使い方だろうと思うんですが、それに間違いはありますか。

戸田介護福祉課長 そのとおりでございます。

佐藤委員 指定管理をお願いされた中で、自分たちの業務の範囲というところで、除雪なり何なりやっておられるんだろうと思うんですが、施設のどこからどこまでを管理するというのが、明確にやりづらい部分が出てくるんじゃないかと思うんですが、その辺については取決めなどをされているのかお伺いします。

戸田介護福祉課長 公民館部分とデイサービスの部分は図面上でも明確に分けられておりますので、その辺りについては問題なくやっております。

佐藤委員 駐車場の使用とかもかぶるようなことはありませんか。

戸田介護福祉課長 あの建物につきましては、おっしゃるとおり駐車場については狭い部分

もごさいますが、今のところ特段問題ということでは聞いておりません。

高野委員長　ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第37号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第37号 指定管理者の指定について(魚沼市伊米ヶ崎デイサービスセンター)は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(9) 議案第38号 指定管理者の指定について(魚沼市湯之谷デイサービスセンター)

高野委員長　日程第9、議案第38号 指定管理者の指定について(魚沼市湯之谷デイサービスセンター)を議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長　ございません。

高野委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第38号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第38号 指定管理者の指定について(魚沼市湯之谷デイサービスセンター)は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(10) 議案第39号 指定管理者の指定について(魚沼市小出老人福祉センター)

高野委員長　日程第10、議案第39号 指定管理者の指定について(魚沼市小出老人福祉センター)を議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長　ございません。

高野委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第39号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第39号 指定管理者の指定について(魚沼市小出老人福祉センター)は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(11) 議案第40号 指定管理者の指定について(魚沼市広神老人福祉センター)

高野委員長　日程第11、議案第40号 指定管理者の指定について(魚沼市広神老人福祉センター)を議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長　ございません。

高野委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議

案第40号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第40号 指定管理者の指定について(魚沼市広神老人福祉センター)は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(12) 議案第41号 指定管理者の指定について(魚沼市守門健康センター)

高野委員長 日程第12、議案第41号 指定管理者の指定について(魚沼市守門健康センター)を議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長 ございませぬ。

高野委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第41号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第41号 指定管理者の指定について(魚沼市守門健康センター)は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(13) 議案第56号 魚沼市医師等修学基金条例の一部改正について

高野委員長 日程第13、議案第56号 魚沼市医師等修学基金条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

小島市民福祉部副部長 本日お手元にお配りした資料につきまして、健康増進課長より説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

岡部健康増進課長 (資料「議案第56号 魚沼市医師等修学基金条例の一部改正について」により説明)

高野委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

佐藤委員 今回令和3年度において、年度末には基金が不足する可能性があるということで、900万円の積み増しをすると、これは条例で基金の額を定めているので、一々改正をしなければならないわけですが、もう少し思い切って金額を楽々と積んでおいて、毎年変えなくてもいいような状態にしておくべきだろうと思うんです。当初予定していたよりも、大勢の方が修学金を使っていただいているというふうには私は評価しているんです。医師についても5人目ですかね。今、学校に行っておられますし、看護師についても毎年4人、5人と市内機関に入らせていただいているということで、本当に素晴らしい修学金の効果が出たというふうに思っているわけですが、しっかりとした金額にするつもりがないか伺います。

岡部健康増進課長 委員ご指摘の金額のことなんですけれど、こちらにつきましても、当然今回の金額では、令和3年度を充足させるもので、令和4年度以降につきましてもまた不足が見込まれるということなんですけど、内部で検討した結果、今年度については不足分のみを積み上げるということになりました。

佐藤委員 市長のお考えはいかがですか。基金として年度途中から入ってくる可能性だってありますよね。医師等の人材確保ということになれば、本当に貴重な人材を1人でも見付けてくるという目的ですので、その辺を含めれば、年に1回積み増していくというのは非常

に不合理だと思いますし、全然先を見ていないと思われても仕方ないと思うんですけど、市長のお考えをお聞きします。

内田市長 資料の貸与総数を見ますと、11名の方が何らかの理由で退学されているということで、そうすると貸与額について見込めない部分もあろうかと思えます。それがなければ今委員がおっしゃたように、有効に使っていただくことが私も望ましいと思えますが、年度年度でそうやって補充するということは、見込めない部分があることを検討したものと私は認識しております。

佐藤委員 当然途中で退学されたり、返せない事情が発生したりとか、いろんなことが出てくるんだろうと思います。これは医師等の修学金に限ったことではなくて、就職できなくて、どうしたらいいだろうということで相談される修学金の貸与者もおられるんだろうと思いますので、その辺について、相当含みの中で、やはり考えていかなければならないだろうと思います。当然これだけ使ってこられて、要は返還しなくていいと確定した部分については補充していただけるわけです。補充するというか一般会計からまた繰り入れを行うということがありますが、その運転するのに十分な金額になっているのかどうかと、人数がかなり当初計画よりも倍ぐらいになっているんじゃないかなと思いますので、この修学基金の原資の部分に当たる部分をやはりしっかりと、拡充をしておく。これはその度に、おろおろするんじゃないかと、やっぱりそうしておくべきだろうと思うんですが、市長の考えをお聞かせください。

内田市長 今おっしゃられたことも理解いたしますので、また内部で検討させていただきたいと思えます。

森島委員 私は条例は見ていないので分かりませんが、不足が生じた場合、基金に積み立てをするというような事項があれば、私は先ほど岡部課長が言ったようにその都度してもいいだろうと思います。ただ、運用面で今市長はそういうことも検討するというようなことですので、それは今後の課題としてやっていただければいいかなと思います。ただ条例がどのようになっているのか、その辺を根本的なものが、どうなっているのかということ、わきまえた中でやっていただければと思います。意見として申し上げさせていただきます。

高野委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第56号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第56号 魚沼市医師等修学基金条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。ここで市長は、所用がございまして退席いたします。しばらくの間、休憩といたします。

休 憩 (10:52)

再 開 (11:05)

(14) 閉会中の所管事務等の調査について

高野委員長 休憩を解き、会議を再開します。日程第13、閉会中の所管事務等の調査につ

いてを議題とします。お諮りします。本委員会が、閉会中に所管事務等の調査を行うことについて、議長宛て申し出したいと思います。ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務等の調査については、議長宛て申出を行うことに決定いたしました。

(15) その他

・魚沼市一般廃棄物処理基本計画改定(案)について

高野委員長 日程第15、その他を議題といたします。まず、魚沼市一般廃棄物処理基本計画改定(案)の資料が配付されておりますので、執行部より説明を求めます。

山内生活環境課長 (資料「魚沼市一般廃棄物処理基本計画改定(案)」により説明)

高野委員長 本件について引き続き調査をすることとし、本日については説明を受けるだけとしたいと思います。ご異議ありませんか(なし) 本件については以上といたします。

・令和3年度地方税制改正について

高野委員長 令和3年度地方税制改正について、執行部から資料が配布されておりますので、説明を求めます。

佐藤税務課長 (資料「令和3年度地方税制改正について」により説明)

高野委員長 これから質疑を行います。質疑はありますか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。本件については以上といたします。

・魚沼市の自殺者数と自殺死亡率の推移について

高野委員長 魚沼市の自殺者数と、自殺死亡率の推移について執行部より発言を求められておりますので、これを許します。

岡部健康増進課長 (資料「魚沼市の自殺者数と自殺死亡率の推移について」により説明)

高野委員長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

佐藤委員 令和2年度の数値というのは何月までのものですか。

岡部健康増進課長 こちらは暦年になってますので、令和2年の1月から12月になります。

佐藤委員 そうすると年度途中ということではなくて、確定した数字ということでしょうか。

岡部健康増進課長 まだ確定ではありません。人口動態等は集計に時間がかかりますので、数値が確定するのは、大体9月頃になると思います。

森山委員 この自殺率の推移を見ますと、平成30年が非常に少なくなっているんですが、要因が何か考えられる理由はありますか。

岡部健康増進課長 平成30年は自殺者の方も5名と少なくなっているので、それを人口10万で計算したときに少なくなったということで、要因についてはまだそこまで、何が要因だったのか私たちのほうも分析ができていません。

森島委員 平成24年をピークに上がったたり下がったりということですが、これに比例して引きこもりというのは、把握されていますか。

岡部健康増進課長　引きこもりの数値と自殺者数の比較については、今、押さえてはおりません。

高野委員長　ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。本件については以上といたします。このあとの日程は、主に、議会内部の調整等になりますので、ここで、執行部から報告、協議事項等があればそれを先に行い、なければ、これで執行部からは退席願うこととしたいと思います。ご異議ありませんか。(異議なし) 執行部で協議、報告事項はありますか。(なし) 議員の皆様から執行部に対し何かありませんか。(なし) これで執行部からは退席いただきます。しばらくの間休憩とします。

休　　憩 (11:30)

再　　開 (11:31)

・第5期市民福祉委員会課題のまとめについて

高野委員長　休憩を解き、会議を再開します。次に、第5期市民福祉委員会課題のまとめについてを議題といたします。資料が配付されておりますので、事務局から説明いたします。

佐藤議会事務局長　(資料「第5期市民福祉委員会調査結果」により説明)

高野委員長　ただいまの説明について、質疑はありませんか。(なし) ただいま、事務局長から説明のありました内容について、委員会としての対応を協議いたします。これより休憩いたしますので、忌憚のないご意見をお願いします。しばらくの間、休憩いたします。

休　　憩 (11:37)

休憩中に懇意的に意見交換

再　　開 (11:39)

高野委員長　休憩を解き、会議を再開いたします。ただいま意見のありました分、補足も含めまして提案された内容で取りまとめたいと考えていますが、よろしいでしょうか。(異議なし) 本件については、以上といたします。ほかに、委員のみなさんから、ご意見・協議事項等はありませんか。(なし) 本日の会議録の作成については、委員長に一任願います。本日の市民福祉委員会は、これにて閉会します。

閉　　会 (11:40)